官　庁　報　告

官　庁　事　項

貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第三十三条第二項の規定により、日本貸金業協会より次の内容の届出があったので、同法第四十一条の十二第四号の規定により公示する。

平成二十八年八月二十二日　　金融庁長官　森　　信親

貸金業法第三十三条第二項後段の協会の規則の変更

支部規則

（趣旨）

第１条　この規則は、定款第60条第２項の規定に基づき、支部の名称、その事務所の所在地その他支部の組織及び運営に関し必要な事項を定めるとともに、定款第３章第11節の規定を実施するために必要な事項を規定することをその趣旨とする。

（名称、所在地、種別）

第２条　支部の名称及び各支部の事務所の所在地は、別表のとおりとする。

２　協会は、各支部の事務所に職員を配置し、当該支部の事務を取り扱わせるものとする。但し、支部に属する協会員数、当該支部の業務量、当該支部の管轄する区域における交通事情その他の事情を勘案のうえ、理事会の決議により、支部の事務所に常時職員を配置しないことができる。

３　前項の規定により、その事務所に常時職員を配置しないこととした支部（以下「特例支部」という。）にあっては、月１日以上で、あらかじめ定めた日（以下「定例開所日」という。）に当該支部の事務所に職員を派遣し、当該支部の事務を取り扱わせるものとし、それ以外の日（但し協会が執務を行わない日を除く。）においては、協会が別に指定する事務所においてその事務を取り扱うものとする。

４　協会が特例支部を設置したときには、協会の職員をして定期的に又は必要に応じて随時、当該特例支部が管轄する区域の登録行政庁又は当該特例支部の所属協会員を訪問させることにより、当該登録行政庁との円滑な連絡調整及び当該協会員の指導・監督に努めなければならない。

５　第３項の規定にかかわらず、協会員等又は資金需要者等の利益の保護のために必要があると認める場合には、協会は、定例開所日以外の日に特例支部の事務所に職員を派遣し、当該特例支部の事務を取り扱わせることができる。

（支部が行う業務）

第３条　定款第61条第２項に規定する業務は、次に掲げるものとする。

⑴　貸金業関係法令等に係る照会対応業務
⑵　貸金業登録の申請、届出その他の受付代行業務
⑶　貸金業に係る苦情・相談窓口業務
⑷　貸金業広告モニタリング業務
⑸　金融に係る知識の普及及び啓発に関する業務
⑹　所属協会員の役員及び従業員を対象とする研修に関する業務
⑺　支部を管轄区域内とする協議会の運営に係る業務
⑻　所属協会員の情報収集に関する業務
⑼　非協会員の加入促進に関する業務
⑽　業務用書式、貸金業関係法令集の販売の実施に関する業務
⑾　代議員の選挙に関する業務
⑿　支部が管轄する区域の登録行政庁との連絡調整等に関する業務
⒀　その他支部の業務運営上必要と認められる業務

（職員の任免及び配属）

第４条　職員は、すべて会長がこれを任免する。

２　支部に必要な人数の職員を配属する。

３　支部（特例支部を除く）に必要に応じて、主幹、主任を置くことができる。

４　支部（特例支部を除く）の職員は、特例支部の職員を兼務することができる。

（事務長の任命）

第５条　定款第62条の規定に基づく事務長は、会長が協会職員のうちから任命する。

２　協会は、支部に属する協会員数、当該支部における業務量その他の事情を勘案して適切と認める場合には、複数の支部の事務長を兼務させることができる。

（事務長の職務）

第６条　事務長は、支部を代表し、かつ、支部の業務を統括する。

（細則）

第７条　この規則に定めるもののほか支部の運営に関して必要な細則は、会長がこれを定める。

附　則

この規則は、平成19年12月19日から施行する。

附　則

この規則は、平成21年６月18日から改正施行する。

（21．４．28　第１回理事会決議）

改正条項は次のとおり

・　第１条、第３条及び第４条を改正

附　則

この規則は、平成22年６月15日から改正施行する。

（22．４．27　第１回理事会決議）

改正条項は次のとおり

・　第１条、第３条及び第４条を改正

附　則

この規則は、平成23年４月１日から改正施行する。

（23．３．30　第12回理事会決議）

改正条項は次のとおり

・　第１条、第２条を改正、第４条を新設及びこれに伴い、以下条番繰下げ、第５条第２項を新設、従前の第６条及び第７条を削除、新たに第７条を新設

・　別表№17長野県支部所在地を変更

附　則

この規則は、平成28年８月１日から改正施行する。

（28．７．27　第５回理事会決議）

改正条項は次のとおり

・　第２条第３項を改正、同条第４項を新設及びこれに伴い、以下項番繰下げ、同条第５項を改正、第３条第８号乃至第12号を新設及びこれに伴い、以下号番繰下げ

別表

No	名　　称	所 在 地	No	名　　称	所 在 地
1	北海道支部	札幌市	25	大阪府支部	大阪市
2	宮城県支部	仙台市	26	京都府支部	京都市
3	岩手県支部	盛岡市	27	兵庫県支部	神戸市
4	福島県支部	福島市	28	奈良県支部	奈良市